特別養護老人ホーム もみの木 （予防)短期入所利用料金表

R8.8.1改定版

介護度		介護サービス費（1単位10.33円） 1日あたり 施設サービス費（単位）	機能訓練体制加算（単位）	サービス体制強化加算Ⅲ（単位）	夜勤職員配置加算Ⅱ（単位）	看護体制加算（単位） Ⅰ	Ⅱ	施設利用費（単位:円） 1日あたり 負担段階	食費	滞在費	介護保険負担割合 1割	2割	3割
要介護	1	704	12	6	18	4	8	第1	300	880	2,094		
								第2	600	880	2,394		
								第3①	1,030	1,370	3,314		
								第3②	1,360	1,470	3,744		
								第4	1,545	2,066	4,525	5,438	6,351
	2	772	12	6	18	4	8	第1	300	880	2,176		
								第2	600	880	2,476		
								第3①	1,030	1,370	3,396		
								第3②	1,360	1,470	3,826		
								第4	1,545	2,066	4,607	5,603	6,599
	3	847	12	6	18	4	8	第1	300	880	2,268		
								第2	600	880	2,568		
								第3①	1,030	1,370	3,488		
								第3②	1,360	1,470	3,918		
								第4	1,545	2,066	4,699	5,787	6,875
	4	918	12	6	18	4	8	第1	300	880	2,354		
								第2	600	880	2,654		
								第3①	1,030	1,370	3,574		
								第3②	1,360	1,470	4,004		
								第4	1,545	2,066	4,785	5,958	7,132
	5	987	12	6	18	4	8	第1	300	880	2,438		
								第2	600	880	2,738		
								第3①	1,030	1,370	3,658		
								第3②	1,360	1,470	4,088		
								第4	1,545	2,066	4,869	6,126	7,383
要支援	1	529	12	6				第1	300	880	1,845		
								第2	600	880	2,145		
								第3①	1,030	1,370	3,065		
								第3②	1,360	1,470	3,505		
								第4	1,545	2,066	4,276	4,940	5,604
	2	656	12	6				第1	300	880	2,000		
								第2	600	880	2,300		
								第3①	1,030	1,370	3,220		
								第3②	1,360	1,470	3,660		
								第4	1,545	2,066	4,431	5,250	6,069

※ 介護サービス費の総単位数に17.6%が介護職員等処遇改善加算として加算されております。

※ 長期利用者に対して連続31日、61日以上の短期入所生活介護を提供する場合単位数が変更になります。（予防短期入所生活は連続31日以上提供する場合単位数が変更となります。）

※ 生産性向上推進体制加算Ⅱとして10単位/月加算されます。

※ 送迎をご利用の場合、片道184単位加算されます。

※ ご利用者の病状等により、療養食加算として8単位/回加算されます。

※ 利用料に医療費、薬代は含まれません。

※ 指定介護老人福祉サービスの中で提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させつことが適当と認められる費用は利用者の負担となります。

※ 介護保険の給付の対象とならないサービスについての詳細は、お気軽にお問い合わせください。

- 洗濯１回につき100円
- 理美容サービス1回につき1,274円
- 電化製品持込料1個につき1日50円